



平成 27 年 11 月 6 日

各 位

会社名 米 久 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 宮下 功  
(コード番号 2290 東証1部)  
問合せ先 執行役員 IR室長 青柳敏文  
(TEL 055-929-2797)

## 臨時株主総会の開催及び臨時株主総会招集のための基準日設定 並びに定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）の開催及び本臨時株主総会招集のための基準日設定並びに「株式移転計画書承認の件」及び「定款一部変更の件」を本臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

これらは、本日別途開示しております「伊藤ハム株式会社と米久株式会社との共同持株会社設立（共同株式移転）に関する株式移転計画書の作成について」にて公表いたしました、共同株式移転（以下、「本共同株式移転」といいます。）による共同持株会社設立に伴うものであります。

### 記

#### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、平成28年1月26日開催予定の本臨時株主総会における議決権を行使できる株主を確定するため、平成27年11月21日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 : 平成27年11月21日（土曜日）
- (2) 公告日 : 平成27年11月7日（土曜日）
- (3) 公告方法 : 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）  
<http://www.yonekyu.co.jp/ir/koukoku.html>

#### 2. 本臨時株主総会の日時・場所及び付議議案について

- (1) 開催日時  
平成28年1月26日（火曜日） 午前10時
- (2) 開催場所  
静岡県沼津市上土町100-1  
沼津リバーサイドホテル

(3) 付議議案

- 第1号議案 株式移転計画書承認の件  
第2号議案 定款一部変更の件

3. 定款一部変更について

(1) 定款変更の目的

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続きを円滑に実施するため、会社法第124条の規定に基づき、現行定款第12条（基準日）に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において本株式移転の承認に関する上記第1号議案が承認され、本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は共同持株会社1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第12条を削除するとともに、この変更に伴い現行定款第13条以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものであります。

なお、本定款一部変更は、本臨時株主総会において上記第1号議案が原案どおりに承認可決されること、並びに平成28年3月31日の前日までに本株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、平成28年3月31日にその効力を生じるものといたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第12条 <u>（基準日）</u> <u>当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u>	<u>（削除）</u>
第13条 ～ (略)	第12条 ～ (略)
第37条	第36条

(3) 定款変更の日程

- 取締役会決議 平成27年11月6日（金曜日）  
本臨時株主総会開催日 平成28年1月26日（火曜日）  
定款変更の効力発生日 平成28年3月31日（木曜日）

(4) その他

平成28年3月期(平成27年3月1日から平成28年3月31日まで)の剰余金の配当(期末配当)につきましては、現行定款第35条第1項(本定款変更後の第34条第1項)に従い、平成28年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様又は登録株式質権者様に対し、当社からお支払いする予定です。

以 上